**神奈川県立がんセンターにおける医療関係技術者等の研究・研修受入れに関する要領**

（目的）

第１条　この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款第18条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）で研究に従事する者又は指導を受ける者（各種教育・養成機関からの実習生を含む。）（以下「研究生等」という。）の受入れに関し必要な事項を定める。

（研究生等の派遣依頼）

第２条　研究生等の派遣を依頼する場合、研究生（研修生）派遣依頼書（第１号様式）及び研究（研修）申請書（第２号様式）に、保証書（第３号様式）、誓約書（第４号様式）、抗体検査証明書（第５号様式）及び履歴書を添えて総長に提出するものとする。ただし、個人による依頼の場合は、研究生（研修生）派遣依頼書及び研究（研修）申請書の提出は不要とする。抗体検査証明書の提出は、原則書面とするが、別途の方法により抗体検査証明を確認できる場合の提出は不要とする。また、抗体検査証明書のＢ型肝炎の結果提出については任意とする。（学生実習受入れ時のみ）

２　前項の派遣依頼の内容を確認できる文書がある場合、その文書の提出をもって前項の派遣依頼の提出と認めることができる。

３　年度を超えて研究生等の受入れを行う場合、前２項の派遣依頼は、年度毎に行うものとする。

４　派遣元の教育・養成機関との間に第１項の内容を含む契約書等を締結した場合は、本条の規定は適用しない。

（受入れの承認）

第３条　総長は、研究生等の受入れが適当と認めた場合、承認する。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、受入れを拒むことができる。

（1） がんセンターの業務に支障があると認められるとき。

（２） 管理上支障があると認められるとき。

（３） その他受入れが不適当と認められるとき。

（研究生等の業務）

第４条　前条の規定により受入れを認められた研究生等は、がんセンターの風紀・秩序・規則等を遵守するとともに、総長があらかじめ定めた者の指示に従うものとする。

２　研究生等が患者の医療行為に携わる場合は、担当医又は受入部署の指導責任者より当該患者にその旨を説明し、患者から同意を得られた場合に、その医療行為に従事することができる。

３　研究生等の故意又は過失により、がんセンターの管理する機器、設備に損害を生じた場合には、研究生等を派遣した者は損害賠償の責を負う。

４　研究生等は、研究又は研修上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、研究又は研修上知り得た個人情報の内容を第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。研究又は研修が修了した後も同様とする。

（受入部署等の責任）

第５条　研究生を受け入れる部署（以下「受入部署」という。）は、研究生等のそれぞれのレベルに応じた指導・教育ができるようなカリキュラムを整備しなければならない。

２　研究生等を指導する者は、研究生等の知識、技量を考慮した上で適切な指導を行わなければならない。

３　受入部署は、研究生等のワクチン接種状況など受入れに問題がないことを確認するとともに、研究生等が、個人情報保護、医療安全、感染管理等の必要な項目について十分に理解していることを確認し、必要に応じて、院内マニュアル等を活用し、オリエンテーションを実施しなければならない。

（承認の取消し）

第６条　研究生等にがんセンターの事業を遂行する上で不都合な行為があったときは、総長は第３条の規定による承認を取り消すことができる。

（研究等に従事する時間）

第７条　研究生等は、がんセンターの職員の勤務時間に沿い、研究又は研修に従事するものとする。

　 (実習費)

第８条　実習費の領収については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構病院実習費領収要綱」及び「平成30年3月23日付け本部第761号通知」によるものとする。

　（書類の保管場所・保管期間）

第９条　研究生の受入れに当たって提出がされた書類については、がんセンターで保管する。保管期間は１年間とする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、研究生等の受入れに関し必要な事項は総長が別に定める。

附則

この要領は、平成 ６ 年 ６ 月 １ 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 ６ 月 ８ 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 ４ 月 １ 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 ４ 月 １ 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 ４ 月 １ 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 10 月12日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 ４ 月 １ 日から施行する。

附則

この要領は、令和 ５ 年 ２ 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 ５ 年 ６ 月 ２ 日から施行する。